

東久留米市環境審議会 会議録

1. 会議名 平成 26 年度第 4 回東久留米市環境審議会
2. 日 時 平成 27 年 3 月 27 日（金） 午後 2 時 00 分から午後 4 時 00 分
3. 場 所 東久留米市役所 4 階 庁議室
4. 出席委員氏名（敬称略） 杉原弘恭（会長）、大山久仁夫、宮川正孝、樋川紘一、水戸部啓一、三間優子、鈴木基司、梅村清（以上 8 名）
5. 欠席委員氏名（敬称略） 重藤さわ子、高田眞一、田原悟子、山本直（以上 4 名）
6. 事務局職員名 小林尚生環境部長、小島信行環境政策課長、瀬戸口恵美主査（政策調整担当）、小平卓主査（みどり公園担当）、白旗曜主事（生活環境担当）、藤井華子主事（政策調整担当）
7. コンサルタント会社（株式会社 総合環境計画） 宮下英之 林栄津子
8. 傍聴人 なし
9. 次第
 - (1) 開会あいさつ
 - (2) 議題
 - ①平成 26 年度第 3 回環境審議会会議録の確認について（資料 1）
 - ・平成 25 年度かんきょう東久留米について（資料番号なし）
 - ②東久留米市環境基本計画の骨子案（基本目標・個別目標）について（資料 2-1~3）
 - ③緑地保全計画検討委員会委員の選任について（資料 3-1・2）
 - ④その他
10. 配布資料
 - 平成 26 年度第 3 回環境審議会会議録（案） 資料 1
 - 環境基本計画の見直しについて 資料 2-1
 - 東久留米市環境基本計画（改定）施策の体系（検討中） 資料 2-2

環境基本計画策定スケジュール（案）	資料 2-3
東久留米市緑地保全計画検討委員会運営要領（案）	資料 3-1
東久留米市緑地保全計画策定スケジュール（案）	資料 3-2
平成 25 年度 かんきょう東久留米	資料番号なし
・ 環境審議会による点検・評価結果	
・ 大気汚染関連データ差し替え	
・ 正誤表	

11. 平成 27 年度第 4 回環境審議会

- ・ 審議会長のあいさつ
- ・ 出欠席者の報告 出席 8 名、欠席 4 名、定足数に達しており会議は成立
- ・ 資料の確認

(1) 平成 26 年度第 3 回環境審議会会議録の確認等について（議題①資料 1）

【事務局】 資料 1、説明

- ・ 平成 26 年度第 3 回環境審議会会議録（案）を要点筆記したもの。
- ・ お気づきのことがあれば、4 月 3 日（金）までに事務局へご連絡いただきたい。

【事務局】 平成 25 年度かんきょう東久留米（資料番号なし）、説明

- ・ 環境審議会による点検・評価結果。前回審議会に出た意見をまとめたもの。
- ・ 大気汚染関連データの差し替え部分。P.25~P.29 が該当部分。
- ・ 暫定版の発行以降に誤りがあった部分の正誤表まとめ。

【会 長】 資料「かんきょう東久留米」は、審議会の役割の環境基本計画と緑の基本計画の年次報告（前回委員の意見をいただいて作成したもの）を入れてまとめた最終版である。以上までよろしいでしょうか。

（異議なし）

(2) 東久留米市環境基本計画の骨子案（基本目標・個別目標）について（議題②資料 2-1~3）

【事務局】 資料 2-1~3、説明。

- ・ 東久留米市環境基本計画の見直しについて、環境審議会で決定した策定方針に基づき検討を進める。
- ・ 進捗を作業の改定方針として記載している。
- ・ 改定方針を含めて検討部会でまとめた改定案の説明。
- ・ 進捗状況と今後の検討内容についての説明。
- ・ 4 月 14 日に検討部会からさらに委員を限定した作業部会の開催が決定しており、細かい部分の議論を行う。

・4月22日の環境基本計画検討部会で進捗状況、今後の検討内容について議論を行う。

【委員】重藤部会長欠席につき副部会長より、資料2-1~3、説明。

・個別目標の下のレベルを報告するつもりだったが、これまでの進捗状況により、今回は基本目標、個別目標と呼んでいたものについて議論する。

・市民の意見、国の施策、生物多様性に関する計画、地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区施策編）を勘案しながら、全体を網羅し、施策・施策の例のレベルまで検討を進めてきた。

・検討の結果、従来基本目標としていたものを、基本方針と読み替えることにする。

・4月14日の作業部会で、事業者・行政の欠ける部分もあるのでそれを踏まえて追加していく。

【会長】施策の見直しを踏まえ今回、方針・目標を決めるが、4月22日の検討部会で更に検討し、固まった施策を再度審議会に出し進めていく。そのようなプロセスでいきたい。意見があればお願いしたい。

【委員】資料2-2について。1枚目の項目に、「施策」と「取り組み」があるが、次のページから「施策」と「施策の例」になっている。どちらが正しいのか。資料2-2の基本目標となっているのは、基本方針の間違いでないか。

【事務局】「施策」「施策の例」が正しく、基本目標は基本方針の文言へ置き換わった。訂正する。

【会長】施策や施策の例の部分はこれから詰めが必要である。環境基本計画中間見直しと今回の状況を踏まえ、基本方針と個別目標は決定したい。水循環基本法や生物多様性基本法などにも、対応できる文言になっていると思う。ご意見いただきたい。

【委員】前回の環境審議会では、量と質とふれあいのような考え方をいただいているが、それを踏まえて議論をしてきている。網掛けについてはそうした議論を踏まえている。次回の作業部会でも少し検討して行きたい。もう一つ補足すると、資料2-1の2について。前回のかんきょう東久留米のレビューにもあったが、緑の基本計画と環境基本計画、それに類する都市計画マスタープランはどのような関係にあるのか議論になった。緑の基本計画も、都市マスも環境基本計画も、長期総合計画に適合する形でそれぞれ独立しながら、ゆるやかな関連をもっている位置づけである。緑の基本計画等と重複しているという意見もあったが、相互に関係する考え方で今回の環境基本計画を作ることにしている。

【委員】今回は特に分かりやすく網羅されていると思う。素朴に思った点としては、基本方針2の個別目標6だけ、具体的でなくぼんやりしている。「公害」の言葉を使わないのは、何か意図があるのか。それが悪いという考えではないが、他と表

現が異なっている。

- 【事務局】 計画策定時、中間見直しのものを踏襲している。
- 【委員】 具体的にどのような目標か分かりづらい印象がある。
- 【委員】 大きな概念としては、健康で安心できる暮らしを作るということで、その次の階層としてどう表現するかになってくる。
- 【委員】 公害という概念がもう時代として古いからか。
- 【委員】 目指すべき目標は、健康や安全、安心についてであるが、そのための公害ゼロを目指すものである。
- 【委員】 何のための事についてかという部分がここにきているのか。
- 【委員】 その通りである。
- 【委員】 同じ基本目標のところ、大気汚染物質や土壌汚染物質とあるが、それらには人の健康に関わるものや、そうでないものがある。個別目標の中に、水や土壌汚染物質の排出基準を守りと書いてあるが、あえて健康の事を書くならば、水質に係る有害物質の排出基準や、地下浸透基準を守りといった表現にするほうが、より具体的ではないか。今年6月から湧水や地下水保全に関する動きもみられるので、このような表現もありうるかと思った。
- 【委員】 水質を良くする話と、地下水汚染・土壌汚染の話がある。BODも含め、流れている水については、湧水や河川を守るほうに入れてあるが、地下水汚染や土壌汚染は汚染の問題になるので、後ろへくる構造となっている。その部分については、資料2-1のP.2の③にあるように、各目標や施策の関係が分かるよう、各項目の方向性などについて、解説を記すよう検討する。
- 【会長】 市民に分かりやすく、理解につながるよう作っていただきたいと思います。
- 【委員】 窒素を除く土壌汚染物質の排出基準とあるが、多少知っている人なら「少し違うのではないか」と思う部分がある。
- 【会長】 正確さと分かりやすさの両方を求める必要があろう。
- 【委員】 資料2-2のP.1①に事業用取水量の適正管理とあり、これは地下水の事を言っているのだと思う。かつて工場は3分の1、それ以外の事業者には半分も地下水の揚水を削減してもらった経緯がある。以前担当としてやっていたので聞いた事があるが、従来から地下水をくみ上げているところは、そのための装置を使って色々な事を行っている。しかし問題は東京都の規制が終わった後に、地下水を使用しているところである。規制にしばられず、好きにくみ上げているかもしれない。残念ながら東京都は**公害防止条例改正時**（環境確保条例制定時）に地下水使用合理化指導の根拠規定を無くしてしまった。適正管理の言葉を入れるとなると、何を根拠とするかと当然出てくると思う。市として考えておかなければならないと思う。
- 【委員】 水循環基本法を踏まえ、水循環基本計画が作られてくる。その中でもう一度、

議論をするべきところだと思う。

- 【会 長】 国においては、計画づくりのための「流域水循環協議会」（仮称）を設置し、地下水を取水する大口事業者も参加することになるようである。
- 【事務局】 水循環基本法の動きとして、河川などの流域で広域な協議会を設け、地下水についても同じく協議会を設置してやっていくと計画書に出てくるが、今後どう動くかは分からない。
- 【会 長】 地下水は地表の流域を越えて移動するものもあるのだが。
- 【委 員】 具体的な量などは明記されるのか。
- 【事務局】 明示されているものではない。
- 【委 員】 基本計画ではこのようなテーマを挙げるだけで、計画を作るアクションは今後各自治体に降りてくると思う。それはその時に考えれば良い。今の時点である程度分かっている概念の部分を載せており、今後きちんと議論していく部分である。
- 【事務局】 委員の話にあったが、これは今後議論していく部分なので、市役所の内部も方針や目標立てのため、これらを列挙している。所管課で、表現が正しいかどうか意見をまとめて集約したものを、今後、意見交換しようと思っている。先ほどあった「適正管理」については、何をもって適正なのかよく分からないとの話が同様に出ている。
- 【委 員】 資料 2-2 の個別目標 3 に「生物多様性の目標と管理」、個別目標 4 に「適応策の推進と項目」がある。「省エネルギーを進める」や「農地を保全する」などの他の個別目標の表現と比べると、これらは少し抽象的に感じる。一般の市民が見て、多少悩むのではないか。特に“適応策”というのが分かりにくいので、もう少し分かりやすい表現はないのかと思った。
- 【会 長】 地球温暖化対策で、“緩和策”と“適応策”ということが行われているのでそれを使っているのだと思うが、わかりやすくする必要はあろう。
- 【委 員】 生き物の部分で、これから育てていこうとする事についてだが、先日の農業委員会で挙げた問題としてカラスの被害がある。作物を植えても、種の状態でも食べられてしまうが、対策はネットをかける等しかない。都内でもカラスの問題があるが、追い払ってもすぐに戻ってくる。うちの近くに南町の保全地域があるが、カブトムシを食べて、それらの死骸が畑に転がっている。また、カラスだけでなくオナガも増え、これらは木の新芽などをつついてしまう。しかし同じく有効な対策はない。人間との棲み分けが出来れば良いが、市内の森がどのくらい残っているかという問題もあるが、鳥が住めない状態にする訳にもいかない。また、ハクビシンの被害もある。生きものを保護するのも良いが、方法を考えてもらいたい。害獣を捕獲したとしても、その後がどうにもならず、自分での殺処分もなかなか出来ない。外来種でいえばアライグマも東久留米にあり、その対策として罠は貸してくれるが、捕獲後の処分について市の対応は、「専門業者を教えま

す」とかえってくる。もう少し具体的な方法などがあれば良いのだが。

【委員】害獣や害鳥の問題はここでも出てくる。外来種にしても同様である。対策を全て入れていくのは無理ではあるが。

【委員】もう1つ、個別目標5のゴミについて、放射線汚染の問題がある。家庭で出た剪定枝は堆肥にしても構わないが、事業者等の剪定枝は放射線の問題もあり、堆肥にしてリサイクルが出来ないと聞いた。一概にリサイクルといっても、どのような形があるのか方向があれば良いと思う。水の話にしても、農家では農薬の問題がある。基準以内でやっていて、残農薬がどうとの話はないが、時には水際で消毒する事や除草剤をまくこともある。実際難しい問題である。これらの問題を考えたときに、なかなか答えが見つからない。

【事務局】市のごみ対策課においても、今年は堆肥としての落ち葉の回収は行っていない。平成25年は袋に入れて回収したが、規制がまだ残っていると分かり、平成26年度は落ち葉類の堆肥化は出来ないとしてやらなかった。

【委員】落ち葉の堆肥化については、原発以降、国の通達で全体的に堆肥化を禁止していたが、徐々に緩まってきたと聞いている。許可を取ればやって良いところまで来ている。

【会長】話にあった生物多様性について、典型的な例としてニホンカモシカの例がある。天然記念物のニホンカモシカは撃てず野菜を食べに里に出てきている。また、東久留米でもゴミ出しのマナーや減量化で、カラスは減ってかつて減ったオナガが増えてきたように思う。いくつかの案を組み合わせながらバランスを考え、何かが特出しないような環境を作っていく、部分最適ではなく全体を生かしていこうというのが多様性の概念である。我々もある意味「環境破壊者」なので、利用と保全を意識しつつ、バランスの取れた生活を構築していくことが大事である。

施策の話をしていただいたので、部会のほうでご検討いただきたいと思う。本日はそれらも踏まえつつ、基本方針と個別目標の骨子案を骨子ということで決定したいがよろしいでしょうか。

(一同同意により承認)

【会長】ありがとうございます。それでは、次の議題に進ませていただく。

(3) 緑地保全計画検討委員会委員の選任について（議題③資料3-1・2）

【事務局】資料3-1・2、説明。

「市内の保全すべき価値の高い雑木林等の調査・評価・優先順位づけ」、「優先順位の高いものの保全手法の検討」、「全各号にあげるもののほか、計画策定にあたり必要と認める事項に関すること」の事項について検討する委員会を設置する。民有の緑や雑木林・生産緑地については、相続などによってなくなってしまう可能性があるものの、市の緑として重要なものを確保して行きたいと考えている。

優先順位づけをして将来にわたり保全していく計画案を考えている。それを策定するための委員会を今回設けたいと考えている。

・東久留米市緑地保全計画策定スケジュールについて説明（資料 3-2）

【会 長】 なにか質問があればお願いしたい。

【委 員】 どのような位置づけになるのか。審議会とは別で、独立した委員会を作り、そこにメンバーを就任させるのか。

【事務局】 その通りである。

また、審議会の予定は 7 月上旬開催であり、6 月では間に合わないため、本日、委員を 3 名選出していただきたい。杉原会長には実際に向山緑地の保全活動に取り組んでいることもあり検討委員として是非お願いしたいと思っている。農業委員会から、地元の畑や緑に詳しい大山委員に出ていただきたい。また、子育てや主婦目線で緑に関する意見を頂きたいと思い、三間委員に出て頂ければと、事務局の方から提案する。

【会 長】 意見、自薦などはありませんか。

（賛成の声）

【会 長】 環境審議会からは、大山委員と三間委員、杉原の 3 名を選任させていただく。

(4) その他

【会 長】 向山緑地・立野川源流域が、「関東・水と緑のネットワーク拠点百選」（（一社）関東地域づくり協会・（公財）日本生態系協会）に選定されたことを記念して行われたシンポジウムの報告書をお配りした。道具類のほかに報告書作成費用を助成してもらい作成したものである。例えば、東久留米ひばり保育園や南沢シュタイナーこども園の園児の活動が入っている。向山緑地は昭和 35（1960）に河童が目撃された最後の場所であるが、カップさんへの手紙を出すなどの形でつながっている。市民や子供たちの利用と保全のバランスを考えつつ保全活動に取り組んでいる。水と緑の“ネットワーク”は、生態学的には“エコロジカルコリドー”、“緑の回廊”といって、動植物が互いに交流できるよう緑と緑をつないでいく（活動している人も）という意味である。これは生物多様性につながっていく試みであるが、こうしたらこうなるという知見や研究はまだ途上である。順応的管理というが、やりながらそれらを観察し、修正していくことが必要になってくる。

【事務局】 4 月 1 日付人事異動について説明。

(5) 閉会

【会 長】 これで本日予定されていた全ての議題が終了した。平成 27 年度第 4 回環境審議会を終了する。ありがとうございました。